

山口労発基 0426 第4号
令和6年4月26日

各関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について

日頃より、労働衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

作業環境測定基準等の一部を改正する告示については、令和6年4月10日に告示され、令和7年1月1日(一部は令和6年7月1日)から適用することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、貴団体の会員各位への周知につきまして、御協力のほどお願い申し上げます。

